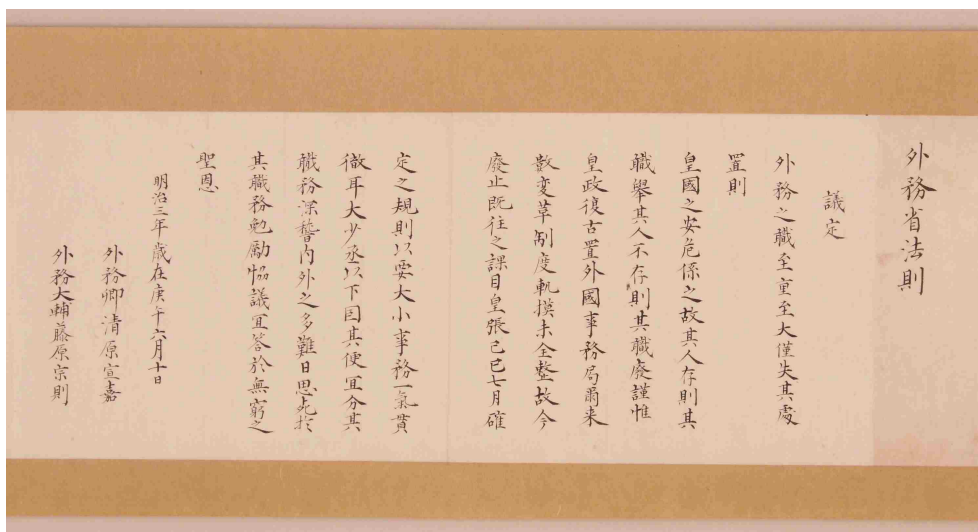
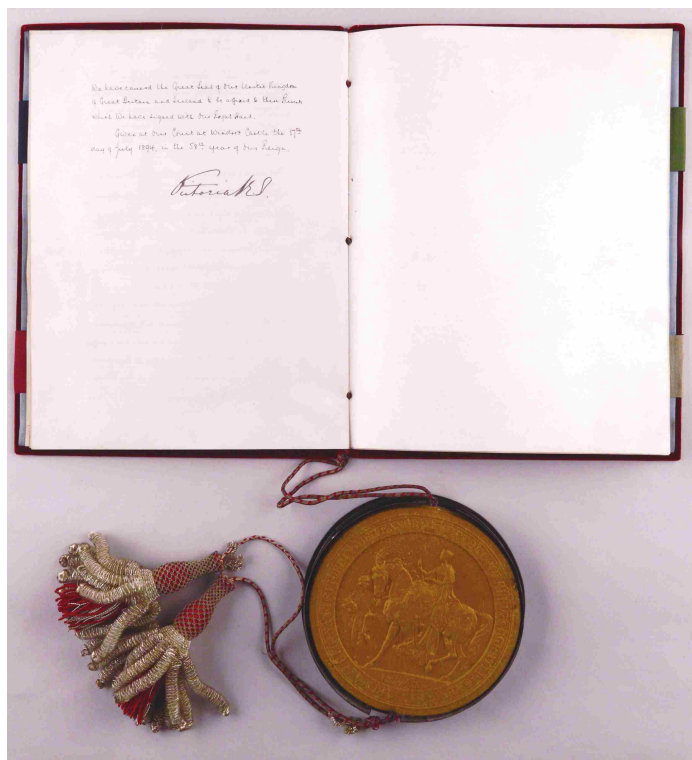
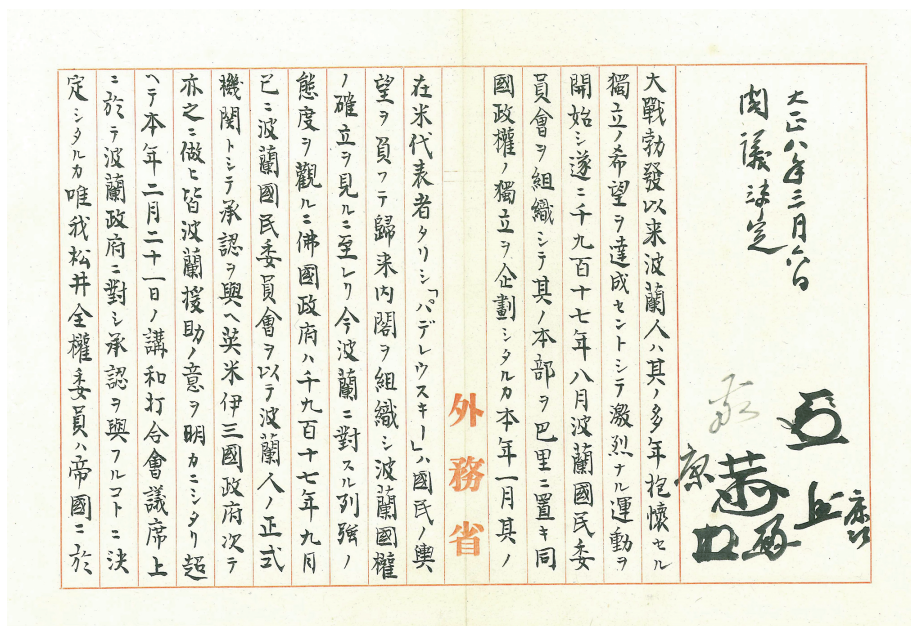




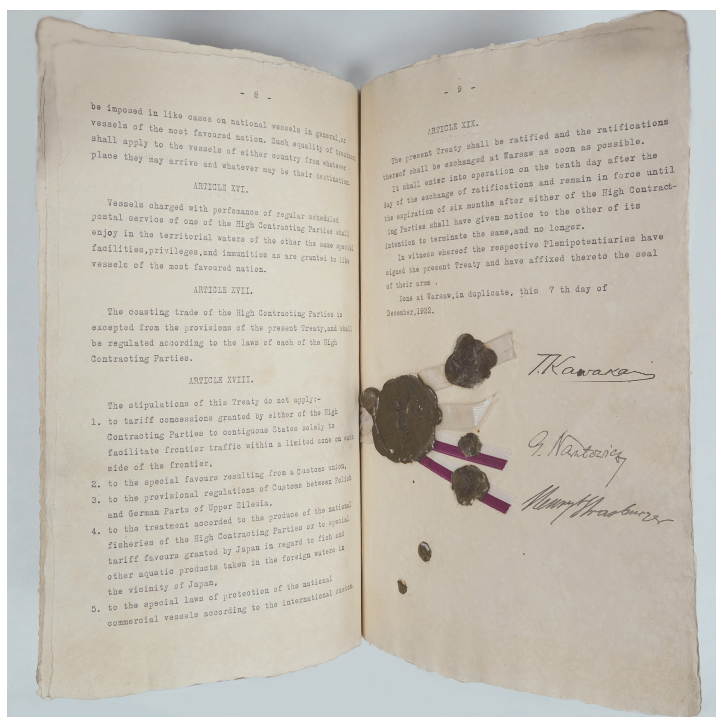
明治3年6月10日（1870年7月8日）制定
外務省法則



明治27（1894）年7月16日調印、同年8月25日批准書交換
日英通商航海条約（批准書）



大正 8 (1919) 年 3 月 6 日
ポーランド国家承認に関する閣議決定書



「外務省法則」

明治二年七月八日（一八六九年八月一五日）、外務省が創設され、初代外務卿に沢宣嘉が就任した。

翌年制定された「外務省法則」は、外務省設置に際して制定された「外務省規則」及び「省則」「規範」を改訂したもので、議定と規則からなっている。その冒頭には、外務省の職務は非常に重要なもので、少しでも対応を誤れば、国家の安危に関わるものであると述べられている。

「日英通商航海条約（批准書）」

幕府から引き継いだ不平等条約の改正は、明治期の日本にとって、大きな外交課題であった。明治四（一八七二）年の岩倉使節団の派遣以来、日本政府は欧米諸国との対等な関係を求めて、粘り強く交渉を続けた。そして、明治二七（一八九四）年、「日英通商航海条約」が締結された。これにより、日本は領事裁判権の撤廃、関税自主権の一部回復を達成し、条約改正は大きく前進した。

「ポーランド国家承認に関する閣議決定書」

大正七（一九一八）年、第一次世界大戦が終結し、ポーランドは独立を回復した。翌大正八（一九一九）年三月六日、日本政府はポーランドを国家として承認することを閣議決定した。本決定に従い、同月二二日、松井慶四郎駐仏大使はポーランド政府に国家承認を通告し、これをもって日本とポーランドは国交を樹立した。

「日本国波蘭国間通商航海条約（調印書及び附属議定書）」

大正一一（一九二二）年、日本とポーランドは両国の友好及び協調関係の促進と貿易関係の発展のため、通商航海条約を結んだ。本条約は日本とポーランドの二国間で結ばれた初めての条約であり、両国国民に法の遵守を条件として、相手国への入国と滞在の自由を保証した。また、通商及び航海は国家の専売事業と沿岸貿易を除き、自由の原則に立つとされた。本条約の締結により、両国間の貿易、経済協力、文化交流が拡大する基礎が整えられた。

ここに紹介した史料は、令和元（二〇一九）年当館で開催した特別展示「外務省創設一五〇年記念 日本外交の一五〇年」及び「日本とポーランド―国交樹立一〇〇周年―」で展示したものである。詳細は本号掲載の特別展示記事を参照されたい。